

一般社団法人日本脳神経外科学会
会費細則

平成 15 年 10 月 1 日制定
平成 17 年 1 月 23 日改正
平成 24 年 3 月 1 日改正
平成 28 年 5 月 19 日改正
平成 30 年 10 月 10 日改正

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本脳神経外科学会（以下、「この法人」という。）の定款第 7 条規定に基づき、この法人の会員の会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第 2 条 会員の会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員（専門医）：年 20,000 円（うち 1,000 円は支部会費）
- (2) 正会員（非専門医）：年 16,000 円（うち 1,000 円は支部会費）
- (3) 正会員（研修医）：年 5,000 円（うち 1,000 円は支部会費）
- (4) 賛助会員：年 15,000 円

(納入)

第 3 条 前条に規定する会費は、指定の方法で当該年度内に 1 年分を一括納入する。

(入会金)

第 4 条 入会金は 3,000 円とする。本法人に入会しようとする者は所定の入会申込書と共に入会金を納入しなければならない。

(納入の猶予)

第 5 条 正会員は、長期療養、海外留学等、やむを得ない事情があるときは、2 年を限度として会費の納入猶予を申請することができる。

- 2 会費納入猶予を希望する者は、所定の会費納入猶予申請書を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、会費納入猶予申請書を受理したときは、理事会に諮り、その可否を決定し、申請者に通知しなければならない。
- 4 会費納入猶予の承認を受けた者は、その猶予期間終了後直ちに猶予期間中の会費を一括納入しなければならない。
- 5 会費納入猶予者は、その期間中の選挙権、被選挙権、役員、代議員及び委員会委員となる資格を停止する。

(免除)

第 6 条 名誉会員、特別会員及び客員会員並びに 70 歳以上の正会員の会費納入を免除することができる。

(細則の変更)

第 7 条 この細則は、理事会の承認を受けなければ、変更することができない。